平成２７年（フ）第１９１号
秋田県潟上市天王字上北野76番地14　Ａ棟、前住所秋田県潟上市天王字追分101番地145
債務者　杉本　和仁
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９７号
秋田市八橋本町４丁目11番42号
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２３号
千葉県浦安市猫実５丁目４番31―306号　ルミエール
債務者　阿部　　創
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５８号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区12棟502号
債務者　蛯名　謙吾
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７２号
千葉県市川市南行徳３丁目15番22―104号（グランド桂）
債務者　大竹　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番２棟504号
債務者　佐藤　清一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２５号
千葉市緑区おゆみ野５丁目28番地　おゆみ野第１団地３棟103号
債務者　田中　孝子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２７号
千葉市花見川区作新台３丁目18番５号
債務者　越前屋茂之
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
山梨県甲斐市富竹新田339―１、住民票上の住所香川県高松市屋島西町1978番地８　302
債務者　美濃部　峻
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
山梨県甲府市堀之内町894番地　堀之内第一マンション101
債務者　志村美登利
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
長野県松本市平田東１丁目29番４号　フォーブルフリハタ102
債務者　犬飼　利道
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６５号
三重県鈴鹿市西条１丁目24番18号　沈まない太陽　１―Ａ号室
債務者　東　　優子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５８号
奈良県大和郡山市額田部北町572番地４　エスペランサ572―203
債務者　國本　彰良
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０２号
奈良市平松３丁目10番34号
債務者　澤井　良太
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３３号
奈良県磯城郡田原本町大字千代325番地　山口ハイツ６号室、前住所奈良県磯城郡田原本町大字秦庄408番地の７（Ⅶ―Ｃ）
債務者　吉川　美可
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
鳥取県米子市安倍679番地１　コーポハラモト102号
債務者　村田昭二こと　曹　　康昭
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　鳥取地方裁判所米子支部